

◆◆◆変更届(販売業)について◆◆◆

- ◎ 次の事項について変更が生じた場合、変更内容を説明又は証明する書類を添えて30日以内に届出を行うことが必要です。(毒物及び劇物取締法第10条)
- ◎ 提出部数:1部(写しを取って控えを保管してください。)
- ◎ 届出先:枚方市保健所 保健医療課 薬事担当
電話(072)-807-7623
- ◆郵送 〒573-1197 枚方市禁野本町2-13-13
(令和7年7月7日に上記所在地へ移転しました)
- ※収受印を押印した届書の返送を希望する場合は、届書(控え)及び返信用封筒(宛先の記載、郵便料金分の切手の貼付があるもの)等を同封してください。
- ◆メール hirakatayakuji@city.hirakata.osaka.jp
※収受印を押印した届書のPDFファイルの返信を希望する場合は、メール本文に記載してください。
- ① 氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)
② 毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分
③ 営業所又は店舗の名称
④ 移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更
⑤ オーダー販売業から現物を取り扱う販売業、あるいは現物を取り扱う販売業からオーダー販売業に変更する場合(但し、一般から農業用オーダー販売へ等、業種の変更はできません。)
⑥ オーダー販売業の同一ビル内での移転(下表参照)。
⑦ 販売業の、同一フロア内での移転(下表参照)。

区分	新規申請を要する場合	変更届等を要する場合
毒物劇物販売業 (オーダー)	・同一ビル外へ移転する場合	・同一ビル内で移転する場合
毒物劇物販売業	・同一ビル内で階を移転する場合 ・同一ビル外へ移転する場合	・毒物劇物保管設備を変更(移転)させる場合 ・同一フロア内で移転する場合

1. 変更届(販売業)記載上の留意点

- (1) 業務の種別欄には、毒物劇物の一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業の別を記載すること。なお、オーダー販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業(オーダー)」のように、後ろに括弧書きでオーダーと記入すること。
- (2) 登録年月日は有効期間の開始年月日を記載すること。

- (3) 変更内容は、変更前後の内容がはつきりわかるように記載すること。
- (4) 届出年月日は、提出日を記載すること。
- (5) 住所及び氏名は登録票をよく確認のうえ記載すること。

2. 添付書類

変更事項に対応する添付書類は次のとおり。

変更事項	添付書類
① 氏名又は住所（法人にあってはその名称又は主たる事務所の所在地）	法人にあっては、登記事項証明書の写し個人にあっては、戸籍謄本又は戸籍抄本の写し（個人は氏名変更時のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・発行後6ヶ月以内のもの ・登記事項証明書又は戸籍謄本（抄本）は、届出者の責任で必ず原本を確認してください。 ・登記事項証明書又は戸籍謄本（抄本）の写しに、「当該写しが原本と相違ない旨」、「原本証明を行った年月日」、「証明者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）」を記載してください。 ・メールにて登記事項証明書又は戸籍謄本（抄本）の写しを提出する場合は、当該写しを明瞭にスキャンして作成したPDF等の電子ファイルにしてください。
② 毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分	変更内容の良くわかる図面等
③ 営業所又は店舗の名称	なし
④ 移転を伴わない住居表示変更による所在地の変更	住居表示変更証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・住居表示変更証明書は、届出者の責任で必ず原本を確認してください。 ・住居表示変更証明書の写しに、「当該写しが原本と相違ない旨」、「原本証明を行った年月日」、「証明者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）」を記載してください。 ・メールにて住居表示変更証明書の写しを提出する場合は、当該写しを明瞭にスキャンして作成したPDF等の電子ファイルにしてください。
⑤ オーダー販売業 → 現物を扱う販売業	毒物劇物取扱責任者設置届及びそれに伴う添付書類（「毒物劇物取扱責任者設置届について」参照） 店舗平面図、保管庫に係る図面、登録票※

⑥	現物を扱う販売業 → オーダー販売業	登録票※
⑦	オーダー販売業の同一ビル内での移転時、又は販売業の同一フロア内での移転時	変更内容が良くわかる図面等

※ 書換え交付申請を提出することなく、新しい登録票を作成し交付します。